

日本人工臓器学会 チーム医療推進助成制度規定

【目 的】

本助成は公募に基づき、人工臓器を扱う医療関係者のチームの発展に寄与する活動を助成する。チーム医療推進助成の選考のために理事会の内規として本規定を設ける。本規定については理事会の議決により変更可能とする。

【総 則】

1. 本学会内に「チーム医療推進助成」を設け、毎年の年次大会時に発表を行う。
2. チーム医療推進助成採択についてはダイバーシティ推進委員会（以下選考委員会）が選考を行う。
3. 助成対象となるチームは最大3組までとし、チーム構成員全員が本会正会員であるものに限る。
4. チーム構成については多職種連携が必須であり、2職種以上による3名以上で構成されるものに限る。
5. 助成対象チームの最終決定は選考委員会の推薦に基づいて理事会の議決によって行う。
6. 助成対象チームは活動終了後すぐに報告書を事務局に提出し、活動成果を翌年の大会の中で発表する。なお、活動報告書は和文誌に掲載し、必要がある場合は新たに執筆しなければならない。

【選考規定】

日本人工臓器学会の助成対象チームの採択はこの規定に基づいて行う。なお、本規定は理事会の議決で変更可能とする

1. 選考委員長は6月中に学会ホームページで助成申請公募について公示する。また、選考委員長は上記手続きのほか、広報に必要な措置を講ずることができる。
2. 申請書類については学会ホームページにて公開する。申請チームは必要事項を記載し、公示された期日までに事務局に送付するものとする。
3. 選考委員会の委員長は送付された申請のリストを作成し、申請者より送付された申請書類とともに委員会開催の前までに各委員に送付し、委員会を招集する。
4. リスト、申請書類を受け取った各委員は、あらかじめ目を通した上、委員会に出席する。
5. 委員会の開催回数は少なくとも1回以上とするが、2回目以降の開催は委員長に一任する。ただし、委員会は委員の2/3以上の出席（代理出席可・委任状不可）をもって有効とする。
6. 上記第5項記載の代理出席については本助成内容に精通している者のみが代理出席可とする。
7. 委員会では助成募集要項により助成を申請したチームに対し、募集要項に定めるチームの活動実績、活動目的、必要とする事由などを記載された書類を総合的に判定し、十分に討議を尽くしたのち、助成候補を理事会に推薦する。
8. 委員長は決定された助成対象チームの構成員全員の氏名、申請内容、採択理由および選考経過を付して第4回定例理事会において推薦することとする。

本選考規定は令和6年5月15日から施行する。